

# 衆議院災害対策特別委員会ニュース

【第203回国会】令和2年11月19日（木）、第4回の委員会が開かれました。

## 1 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）

- ・小此木国務大臣（防災担当）、和田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立民、公明、共産、維新、国民）  
（質疑者）金子俊平君（自民）、高木啓君（自民）、江田康幸君（公明）、小宮山泰子君（立民）、山本和嘉子君（立民）、田村貴昭君（共産）、美延映夫君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 金子俊平君（自民）

- (1) 「中規模半壊世帯」（仮称）を被災者生活再建支援法の対象に追加する理由及び同世帯への支援金の支給額並びに本法律案提出に至った経緯
- (2) 被災者生活再建支援法の適用される自然災害
  - ア 適用される自然災害を「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」等における自然災害と定める理由
  - イ 市町村単位ではなく、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には全ての被災区域を支援対象とする必要性
- (3) 都道府県独自の被災者生活再建支援制度
  - ア 都道府県ごとの制度内容の差異
  - イ 独自の制度のない府県の数
  - ウ 国が独自の制度のない府県に対し創設を促す必要性
- (4) 「中規模半壊世帯」に基礎支援金を支給しない理由
- (5) 支援金を支給するための各種手続きを簡素化し、支給を迅速化するための施策
- (6) 被災した賃貸住宅の賃貸人に対する支援策の検討の有無

### 高木啓君（自民）

- (1) 令和2年7月豪雨により被災した世帯のうち、本法律案により新たに対象となる世帯の割合
- (2) 罹災証明書の交付までの期間をIT化・デジタル化等により一層短縮するための方策
- (3) 被災した住宅を罹災証明書交付前に補修してしまった場合の支援金の支給の有無
- (4) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に替わる新たな計画を策定し、その内容を来年度当初予算に反映することについての小此木大臣の見解

### 江田康幸君（公明）

- (1) 本法律案提出に至った経緯及び改正の意義についての小此木大臣の見解
- (2) 本法律案により追加する対象世帯及び支給する支援金の範囲
  - ア 被災者生活再建支援法の対象に追加する世帯を「中規模半壊世帯」（仮称）までとした理由及び中規模半壊に至らない半壊世帯への支援策
  - イ 「中規模半壊世帯」には基礎支援金は支給せず加算支援金のみを支給することの妥当性
- (3) 「中規模半壊世帯」への支給額
  - ア 「中規模半壊世帯」への支給額を大規模半壊世帯への支給額の半額とすることの妥当性

- イ 被災住家を補修する場合の支給額は災害救助法による住宅の応急修理との併給を想定した額であるか否かについての政府の見解及び被災者生活再建支援法と災害救助法の両方が適用された地域といずれか一方しか適用されない地域とで被災住家の補修で支援の内容に差異が生じることの妥当性
- (4) 令和2年7月豪雨への遡及適用
- ア 令和2年7月豪雨での全国及び熊本県内における「中規模半壊世帯」の見込数及び同世帯への支援金の支給に要する国庫負担の見込額
- イ 被害認定調査において被災住家の写真を撮影・保存するよう通知した事務連絡を十分に周知する必要性
- (5) 令和2年7月豪雨における被災事業者を支援する「なりわい再建支援補助金」の交付決定に当たっては、被災事業者に寄り添って柔軟に対応する必要性
- (6) 国土強靱化の取組について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も必要十分な予算を確保し、推進していく必要性

#### 小宮山泰子君（立民）

- (1) 生活再建に係る保険又は共済への加入を促進するための今後の具体的方針
- (2) 令和2年7月豪雨により被災した世帯で本法律案により新たに支援金の支給対象となる世帯数
- (3) 一部地域が同法の適用対象となるような災害が発生した場合に全ての被災区域を支援の対象とするように制度を改めない理由
- (4) 被災者生活再建支援制度に係る国の財政支援を強化する必要性
- (5) 荒川調整池工事期間中に川幅が狭くなることによる水位上昇を防止するため、局所的に浚渫工事を行う必要性
- (6) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」及び同ガイドラインの「新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」の概要
- (7) 家賃補助制度を創設する必要性
- (8) 災害救助法による仮設住宅の供与期間が長期化している実態及び長期利用を見越した仮設住宅の建設についての小此木大臣の見解
- (9) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後の国土強靱化に係る取組の推進についての小此木大臣の決意

#### 山本和嘉子君（立民）

- (1) 過去の災害における京都北部（福知山市、舞鶴市等）の被災状況及び被災者生活再建支援法の適用実績
- (2) 被災者生活再建支援金が見舞金的な性格であることに鑑み、全ての被災世帯を制度の対象としていく必要性
- (3) 「中規模半壊世帯」（仮称）が追加されることにより被害認定調査における被災市町村の事務負担が増す可能性
- (4) 被災者生活再建支援制度は通常予想される災害のみを対象とすることとし、想定を超える大規模災害については国による特別な対応を行うことを検討する必要性
- (5) 災害救助法による応急仮設住宅として空き家等の既存資源の活用を推進していく必要性
- (6) 国土強靱化
- ア 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も国土強靱化に係る取組を推進していくことについての小此木大臣の見解
- イ 国土強靱化に係る施策を一層推進するため、地方財政への支援を延長・拡充する必要性

- (7) 水害の頻発化・激甚化を踏まえ、河川整備計画を見直す必要性
- (8) 土砂災害対策
  - ア 基礎調査終了後に土砂災害警戒区域等の指定を早期に進めるための今後の取組
  - イ 土砂災害警戒区域の指定等により事前に危険性が周知されていた区域で死者が発生したことを受けての今後の取組
- (9) 自衛隊の災害派遣に係る現状及び課題

#### 田村貴昭君（共産）

- (1) 本法律案の「中規模半壊世帯」（仮称）の規定と被害認定基準運用指針での書きぶりが異なることにより、現場で混乱が生じる可能性
- (2) 全壊世帯、大規模半壊世帯に対する支援金の支給額を引き上げる必要性
- (3) 被災者生活再建支援法の全ての被災区域への適用
  - ア 平成30年7月の全国知事会の提言を踏まえ、一部地域が適用対象となるような災害が発生した場合には全ての被災区域を支援の対象とする必要性
  - イ 同法が適用されない市町村がある一方で、同法を補完する都道府県独自の支援制度は全国的に整備されていないという現状についての認識
- (4) 令和2年7月豪雨の被災地の避難所における食事の提供
  - ア いまだに温かい食事が提供されていない避難所について、改善を図る必要性
  - イ 発災から4か月経過し、避難が長期化している現状を踏まえて改善を図る必要性
- (5) 災害救助法による生活必需品の供与について、家電製品を加えるなど対象品目を見直す必要性

#### 美延映夫君（維新）

- (1) 住家の被害認定を的確に行うために現在とっている施策
- (2) 住宅の耐震化
  - ア 被災者生活再建支援制度における耐震性が確保されていない住宅が被災した場合の取扱い
  - イ 「住生活基本計画」及び「国土強靱化年度計画2020」における令和7年度までに耐震性を有しない住宅のストックをおおむね解消するという目標の達成に向けた施策
- (3) 津波避難ビルの全国、東京都及び大阪府における指定状況並びに緊急時に施錠されていて使えなかった事例の把握状況及びその対策
- (4) コロナ禍における避難所の3密（密閉、密集、密接）対策
  - ア 令和2年台風第10号で収容定員を超過した避難所があったことを踏まえた今後の取組
  - イ ホテル・旅館等との連携・提携状況
- (5) 福祉避難所の整備状況
- (6) 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、国、都道府県及び市町村が連携して取り組み、被害をできるだけ少なくすることについての小此木大臣の見解

#### 高井崇志君（国民）

- (1) 支援金の支給対象を全ての半壊世帯に拡大し、併せて支援金の支給限度額を引き上げることについての小此木大臣の見解
- (2) 一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には全ての被災区域を支援対象とすることについての小此木大臣の見解
- (3) 被災者生活再建支援制度開始以来の総支給額
- (4) 国庫補助率を引き上げることについての小此木大臣の見解

- (5) 国が主導してボランティア組織との連携を深め、被災地の復旧・復興に取り組むことについての小此木大臣の見解
- (6) 義援金差押等禁止に係るいわゆる恒久法の必要性についての小此木大臣の見解